

## さいたま市保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この補助金は、幼稚園教諭免許状を有する者、市内の保育施設等に勤務している保育士資格を有していない者及び保育士試験により保育士資格の取得を目指す者の保育士資格取得を支援することにより、保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業（以下「認可外事業」という。） 市内の認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「認可外対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等及び受講する認可外対象者代替に伴う雇上費の補助を行う事業をいう。
- (2) 保育所等保育士資格取得支援事業（以下「保育所等事業」という。） 市内の保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「保育所等対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う事業をいう。
- (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業（以下「幼免事業」という。） 幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「幼免対象者」という。）が「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③により保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補

助を行う事業をいう。

- (4) 保育士試験による資格取得支援事業（以下「試験事業」という。） 保育士試験により保育士資格取得を目指す者（以下「試験対象者」という。）で、保育士試験合格後、市内の保育施設等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する事業をいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金の対象者は、以下の事業ごとに掲げるとおりとする。

- (1) 認可外事業の対象者は、養成施設（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制。以下同じ。）での受講により保育士資格を取得した認可外対象者を雇用する、次に掲げる施設（以下「認可外対象施設」という。）の設置者とする。
- ア 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設
- イ 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第2項第1号及び第3項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）が構成する認可外保育施設
- ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、同法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び第3節に規定する小規模保育事業B型を行う事業所
- エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、同法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- オ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると市が認める施設
- (2) 保育所等事業の対象者は、養成施設での受講により保育士資格を取得した保育

所等対象者を雇用する、次に掲げる施設（以下「保育所等対象施設」という。）の設置者とする。ただし、国又は地方公共団体を除く。

ア 保育所

イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 乳児院

オ 児童養護施設

(3) 幼免事業の対象者は、養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2の規定により保育士資格を取得して、市内の認可外対象施設又は保育所等対象施設に勤務する幼免対象者とする。また、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く）に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も、事業の対象者とする。

(4) 試験事業の対象者は、保育士試験に合格した後で、市内の認可外対象施設（幼稚園型認定こども園が構成する認可外保育施設を除く。）又は保育所等対象施設に保育士として勤務することが決定した試験対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、認可外対象者、保育所等対象者、幼免対象者又は試験対象者が、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならないこととする。

（補助対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、以下の事業ごとに掲げるとおりとする。

(1) 認可外事業の補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

ア 養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設にお

ける受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料をいう。  
以下同じ。)

イ 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。以下同じ。）

ウ 前記の経費の消費税

エ 代替保育従事者雇上費（認可外対象者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士又は保育従事者に係る雇上費をいう。）

(2) 保育所等事業及び幼免事業の補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

ア 養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料

イ 受講料

ウ 前記の経費の消費税

(3) 試験事業の補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

ア 保育士試験受験講座（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間及び昼間定時制のものをいう。）の受講に要する費用であって、保育士試験受験講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して、試験対象者が合格した保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の日が属する月の1日までに支払った入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料をいう。）

イ 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。）

ウ 前記の経費の消費税

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

(1) その他検定試験の受験料

(2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

(3) 補講費

(4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用

(5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用

(6) 学債等将来保育従事者に対して還付が予定されている費用

(7) 受講のための交通費

- (8) パソコン、タブレット等の器材等に係る費用
  - (9) クレジット会社に対する分割払い手数料又は金利
  - (10) 補助対象者が第8条の規定による申請を行う時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料
- 3 補助対象経費は、原則補助対象者が負担することとする。ただし、補助対象者と認可外対象者又は保育所等対象者がお互いの協議のもと、認可外対象者又は保育所等対象者が補助対象経費を負担することとした場合は、この限りではない。

(補助基準額)

第5条 この補助金の補助基準額は別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、補助対象経費の実支出額と前条に規定する補助基準額のいずれか少ない額に補助率 $1/2$ を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(実施計画書)

第7条 認可外事業、保育所等事業及び幼免事業に基づき補助金の交付を受けようとする補助対象者は、養成施設の受講開始日（養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日をいう。）の属する年度において、市長が指定する日までに、保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に以下の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、養成施設の受講開始日以前のために、計画書とともに添付書類を提出できない場合は、受講開始後速やかに提出するものとする。

- (1) （認可外事業、保育所等事業の場合に添付）認可外対象者又は保育所等対象者を雇用していることを確認できる書類
- (2) （幼免事業の場合に添付）幼稚園教諭免許状の写し
- (3) 認可外対象者、保育所等対象者又は幼免対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類

2 市長は、前項の計画書が提出されたときは、その内容を審査し、その適否を補助対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 補助対象者は、保育士証の交付を受けた認可外対象者、認可等対象者、幼免対象者又は試験対象者（以下、「資格取得者」という。）が、保育士証の交付を受けた日の属する年度において、市長が指定する日までに、さいたま市保育士資格取得支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に以下の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) (試験事業以外の場合に添付) 保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第3号）
- (2) (試験事業の場合に添付) 受験対策学習費用支給申請書（様式第4号）
- (3) 資格取得者が保育士証の交付を受けた後、第3条第1項各号に掲げる施設（以下「勤務先施設」という。）への勤務が決定したことを確認できる書類
- (4) 養成施設の長又は講座実施事業者が対象経費について発行した領収書、養成施設又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類又はクレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）  
(以下「領収書等」という。)
- (5) 資格取得者の保育士証の写し（当該年度の3月15日までに保育士証が交付されない場合にあっては、卒業することが見込まれる旨の養成施設の長による指定保育士養成施設卒業証明書又は保育士養成課程修了証明書の写し。この場合、保育士証交付後速やかにその写しを提出すること。）
- (6) 認可外対象者の代替として雇用した保育士又は保育従事者が勤務先施設に勤務していたことが確認できる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第4号の領収書等には、次の事項が記載されていなければならない。なお、領収書等に訂正のある場合、養成施設又は講座実施事業者の訂正印のないものは無効とする。

- (1) 養成施設又は講座実施事業者の名称

- (2) 支払者名
- (3) 領収額又はクレジット契約額
- (4) 領収額又はクレジット契約額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- (5) 領収日又はクレジット契約日

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、さいたま市保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、不交付を決定したときは、さいたま市保育士資格取得支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により交付申請を行った者に通知するものとする。

（変更申請）

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、さいたま市保育士資格取得支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号）に、第7条に掲げる書類のうち変更に係る部分を添えて市長に提出しなければならない。

（変更決定）

第11条 市長は、前条の規定による変更申請を受けたときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助金の額を変更することを決定したときは、さいたま市保育士資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市保育士資格取得支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(最低勤務期間)

第13条 資格取得者は、保育士資格取得後、1年以上勤務先施設に勤務しなければならない。ただし、1年未満の勤務期間で退職した場合に、勤務先施設を経由して市長に理由書を提出し、市長がその内容を相当と認めた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、資格取得者が保育士資格取得後、勤務先施設に勤務を開始した日から起算して1年後の属する月の末日までに、資格取得者に関する次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 保育士資格取得後の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (2) 勤務開始後1年間の賃金台帳の写し

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は第13条第1項の規定に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を変更し、又は取り消した場合において、当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿類を整備し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査)

第17条 市長は、補助金の交付に関し必要と認めたときは、補助事業者に対し、事業内容についての報告を求め、又は勤務先施設を調査することができる。



(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助事業	2 補助基準額
認可外保育施設保育士資格取得支援事業	<p>(1) 第4条第1項第1号ア～ウの経費</p> <p>① 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得した場合 600,000円</p> <p>② 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 200,000円</p> <p>③ 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 400,000円</p> <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日あたり 14,880円</p>
保育所等保育士資格取得支援事業	<p>第4条第1項第2号の経費</p> <p>① 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得した場合 600,000円</p> <p>② 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 200,000円</p> <p>③ 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 400,000円</p>
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	<p>第4条第1項第2号の経費 200,000円</p>
保育士試験による資格取得支援事業	<p>第4条第1項第3号の経費 300,000円</p>

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者※1

保育士資格取得支援事業実施計画書

① 対象となる事業	認可外事業 ・ 保育所等事業 ・ 幼免事業		
② 施設名※2			
③ 住所※3	(〒 - )	電話番号 ( ) -	
④ 受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生( 歳)
⑤ 養成施設名			
⑥ 受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日(入学日))		
⑦ 保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面接授業	日、合計 日
⑧ 受講に要する費用	入学料	円、受講料	円、合計 円
⑨ 保育士修学資金貸付事業等類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業等類似事業の補助を 受けている ・ 受けていない		
⑩ 代替保育士等の氏名※4	フリガナ	生年月日	年 月 日生( 歳)
添付書類 (備考)	<input type="checkbox"/> (認可外事業、保育所等事業の場合) 受講者を雇用していることを確認できる書類 <input type="checkbox"/> (幼免事業の場合) 幼稚園教諭免許状の写し <input type="checkbox"/> 養成施設に在学していることが確認できる書類		

- ※1 施設設置者の氏名又は幼免対象者の氏名を記入すること。
- ※2 ①で幼免事業を選択した場合は記入不要。
- ※3 施設の住所又は幼免対象者の住所を記入すること。
- ※4 認可外事業で代替保育士等を雇用する予定がある場合のみ記入すること。なお、代替保育士等が確定していない場合は、氏名欄に「別途配置予定」と記入し、確定次第速やかに届出を行うこと。

令和 年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

申請者

連絡先

さいたま市保育士資格取得支援事業補助金交付申請書

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、さいたま市保育士資格取得支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、必要な書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) （試験事業以外の場合）保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第3号）
- (2) （試験事業の場合）受験対策学習費用支給申請書（様式第4号）
- (3) 資格取得後の勤務が決定したことを確認できる書類
- (4) 領収書等
- (5) 保育士証の写し
- (6) 代替保育士等の勤務状況を確認できる書類の写し
- (7) その他参考となる資料

（宛先）さいたま市長

報告者※1

保育士資格取得支援事業完了報告書

① 対象となる事業	認可外事業 ・ 保育所等事業 ・ 幼免事業		
② 施設名			
③ 住所※2	(〒 - )	電話番号 ( ) -	
④ 受講者の氏名	ツガナ	生年月日	年 月 日生( 歳)
⑤ 養成施設名			
⑥ 受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑦ 保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面接授業	日、合計 日
⑧ 受講に要した費用	入学料	円、受講料	円、合計 円
⑨ 代替保育士等の雇上期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日間)		
(備考)			

※1 様式第2号の申請者の氏名を記入すること。  
 ※2 施設の住所又は幼免対象者の住所を記入すること。

（宛先）さいたま市長

申請者

受験対策学習費用支給申請書

① 対象者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生( 歳)
	(〒 - )		
② 対象者住所	(〒 - )	電話 ( ) -	
③ 講座実施事業者名称			
④ 講座実施事業者所在地	(〒 - )	電話 ( ) -	
⑤ 講座受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
⑥ 学習に要した費用（合計）	円		
(備考)			

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長 印

さいたま市保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったさいたま市保育士資格取得支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したことを通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- さいたま市補助金等交付規則及びさいたま市保育士資格取得支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長 印

さいたま市保育士資格取得支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったさいたま市保育士資格取得支援事業補助金について、下記の理由により、不交付とすることに決定したことを通知します。

記

不交付決定の理由



令和 年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

申請者

連絡先

さいたま市保育士資格取得支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定されたさいたま市保育士資格取得支援事業補助金について、下記のとおり変更したく、交付要綱第10条の規定により、必要な書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	金	円
変更後申請額	金	円
増減額	金	円

2 変更理由

3 添付書類 変更内容がわかる書類

様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長 印

さいたま市保育士資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったさいたま市保育士資格取得支援事業補助金について、年 月 日付 第 号の決定の内容の一部を下記のとおり変更することに決定したことを通知します。

記

変更交付決定金額 金 円

うち、今回追加（一部取消）金額 金 円

令和 年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所  
申請者  
連絡先

さいたま市保育士資格取得支援事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付が（変更）決定した、さいたま市保育士資格取得支援事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名				
本支店名				
種別・口座番号	種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義人				